

大阪府・環境保全条例 意見書・質問書を提出

環境条例研究会・金谷 薫

環境保全条例の諮問に関する質問書

貴下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、現在、大阪府公害対策審議会にて審議されております「環境保全条例」について、私どももその成り行きを注目しているところであります。近年、地球環境について市民の関心が高まりつつある中で、21世紀を展望する「環境保全条例」を制定することは、有意義であると存じます。

2月21日付けの知事の諮問によりますと、従来の環境汚染・公害問題からさらに「水辺やみどりなどの自然環境を豊かにし、美しい町並みや歴史的雰囲気大切に、すべての人が快適にさわやかに暮らしていける都市づくりを進めて行く」と述べられています。また、この条例の基になる大阪府新総合計画の中でも、自然環境の保全についてかなりのスペースがさかれています。

このように自然環境に関する政策的ウェイトが高いにもかかわらず、現在知事は公害対策審議会のみ限定して諮問されておられます。これらについて当協会員及び府下の自然保護団体からも、問い合わせが相次いでいます。

廃案になりましたが、環境庁は環境基本法の策定に当たって、中央公害対策審議会と自然環境保全審議会の両者に諮問されています。

そこで、私どもは下記の2点について、ぜひ知事の見解をお伺いしたいと存じます。早急にご回答くださるようお願い申し上げます。

記

1. 「環境保全条例」の諮問機関を、公害対策審議会にのみ限定されたのはなぜでしょうか、その理由を明らかにして下さい。
2. 自然環境保全審議会において、審議しなくても豊かな自然環境の保全が、条例の中に充分反映されるものと見られているのでしょうか、それはどのような根拠に基づいているのでしょうか。

以上

1993年7月24日提出

「都市と自然」211号 1993年11月号より転載